

I 事業計画書

令和8年度においては、法令、定款等の規定に基づき、国民の食生活の改善、畜産業の発達及び一般消費者の利益の保護又は増進に寄与するための事業を実施するものとする。

1 公益目的事業会計

(1) 食肉情報普及・啓発事業

一般消費者向けに食肉に関する知識、情報等の普及・啓発資料の発行を行い、広く一般に無償提供する等の事業を行う。

(2) 助成事業

公益目的事業（公益目的事業のチェックポイントの助成（応募型）に該当する事業）として、食肉に関する表示、品質・保存管理等安心・安全性の確保を図るための情報知識、食料自給率の向上、畜産政策等の情報知識を無償提供する等の諸事業に対して助成する。

2 収益事業等会計（その他の事業）

(1) 食肉情報提供事業

本協議会事業として実施又は助成した食肉の生産、流通及び消費に関する調査、研究の成果、食肉に関する情報、国内外の資料等を取りまとめた「食肉四季報」を発行し無償配布するとともに、「食肉関係資料」をホームページ上に掲載し広く一般に情報提供する。

(2) 食肉関係調査・研究事業

国内外の資料の収集等食肉に関する調査、研究を行う。

(3) 食肉情報交換事業

国内外における食肉需給の動向を踏まえ、食肉需給・流通に関する状況、食肉政策の適切な実施等の情報交換を行うための定期的な会議を開催するとともに、食肉に関する情報の交換、提供等を行う。

(4) 助成事業

食肉の生産、流通及び消費に係る諸事業に対して助成する。